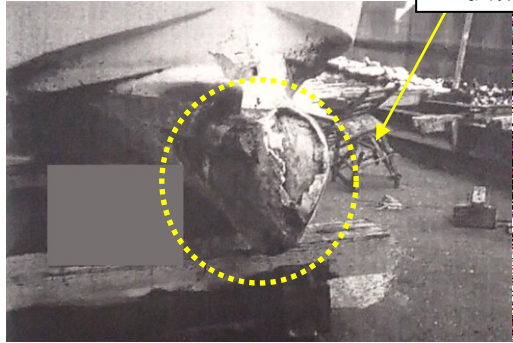


船舶事故調査報告書

令和2年1月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成31年2月16日 12時10分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島西北西方沖 手長島灯台から真方位297° 12.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 55.8′ 東経129° 25.8′）
事故の概要	漁船吉輪丸は、北北西進中、また、遊漁船第二たか丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第二たか丸は、釣り客1名が負傷し、左舷中央部外板の破口等を生じ、また、吉輪丸は、球状船首部に破損を生じた。
事故調査の経過	平成31年2月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 吉輪丸、8.5トン NS2-17130（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.37m×0.95m、FRP ディーゼル機関、380.00kW、平成6年6月27日 第290-44293号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 第二たか丸、7.9トン NS2-17113（漁船登録番号）、個人所有 11.83m（Lr）×3.16m×1.17m、FRP ディーゼル機関、316.27kW、平成5年9月25日 第290-42927号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年10月18日 免許証交付日 平成26年1月28日 （令和元年10月17日まで有効） B 船長B 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年6月9日 免許証交付日 平成26年5月14日 （令和元年6月8日まで有効）

死傷者等	A なし B 軽傷 1人（釣り客）
損傷	A 球状船首部に破損 B 左舷中央部外板に破口、操舵室左舷入口付近に割損等、主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波向 北、波高 約2.5m
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、ぶり延縄漁の目的で、平成31年2月15日19時30分ごろ壱岐島北西方沖の漁場に向けて長崎県対馬市高浜漁港を出港した。</p> <p>A船は、漁場に到着して漂泊待機後、翌16日06時30分ごろから操業を行い、終了後、レーダーを1.5Mレンジ、ヘッドアップとして、高浜漁港に向けて自動操舵により、微速で北北西進とした。</p> <p>船長Aは、操舵室で立って目視及びレーダーにより周囲を確認し、先行している僚船のほか船舶が認められなかったため、徐々に増速し、操舵室内で漁具の手入れの準備を行いながら、下を向いていたところ、約13ノットの速力で12時10分ごろ衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、操舵室から出て、A船の船首がB船の左舷中央部付近に突き刺さっているのを見て衝突したことを認識し、B船の船室の後方にいた船長Bに、安否などを尋ね、機関室の浸水の状況を確認するように助言した。（写真1、写真2参照）</p> <div data-bbox="732 1290 1361 1680" style="text-align: center;">  </div> <p>写真1 A船球状船首部（陸揚げ後）</p>

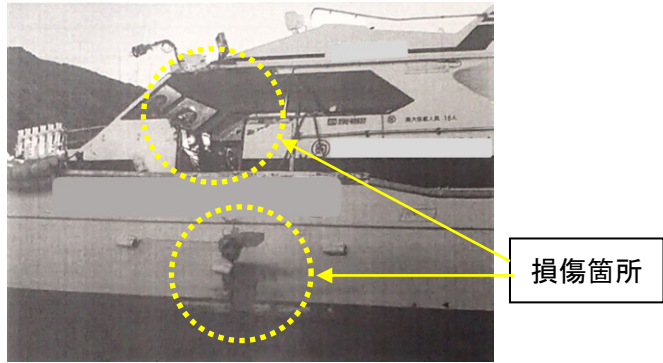


写真2 B船左舷中央部

船長Aは、B船と衝突したことを漁業無線で僚船に連絡し、船長BからB船が浸水していると聞いたので、B船が沈没の可能性があると思い、A船をB船から離してB船の左舷に横付け、B船の乗船者をA船に移乗させた。

A船の僚船から連絡を受けた漁業協同組合の担当者は、衝突したB船に負傷者がいる旨の連絡を受け、海上保安庁に通報するとともに、救急車を要請した。

A船は、B船の乗船者を搬送し、14時10分ごろ高浜漁港に入港した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人及び釣り客8人を乗せ、16日06時45分ごろ吉岐島北西方沖の釣り場に向けて長崎県佐世保市臼ノ浦港を出航した。

B船は、10時00分ごろ釣り場に到着し、機関を中立運転とし、レーダーをレンジ0.75Mとし、船長Bが操舵室の椅子に腰掛けて全周を見張り、知人が船尾付近で船尾方を見張りながら、船首を西方に向けて漂泊した状態で、釣り客が右舷側に並んで釣りを始めた。

船長Bは、12時05分ごろ、多数のぶりが一度に釣れたので、目視及びレーダーで周囲に他の船舶がないことを確認して操舵室から右舷船首部に出て、釣り客が釣った魚の血抜き等の処理作業を手伝っていたところ、数人の釣り客が他船が近づいて来ると叫んでいるのを聞き、左舷方約30mに接近するA船に気付いた。

船長Bは、B船を移動しようと急いで操舵室に入ったが間に合わず、左舷中央部にA船の船首部が衝突したのを認めた。

船長Bは、B船が左舷中央部に破口を生じて機関室が浸水していたので、横付けてきたA船に、B船の釣り客及び知人を移乗させて自身も移乗し、その際に釣り客の1名が負傷しているのを認めた。

B船の負傷者は、A船が高浜漁港に入港後、待機していた救急車で対馬市内の病院に搬送されて応急処置を受け、後日、自宅の近くの病院で受診し、第三腰椎横突起骨折及び左肩関節捻挫と診断され

	<p>た。</p> <p>B船は、来援したA船の僚船にえい航され、対馬市内の造船鉄工所に陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、ふだん、漁場を出てから漁具の手入れを始めるようにしていたが、操業中及び発進後に周囲を見て僚船の他に船舶が認められなかったため、周囲に船舶がないと思い、漁場内で漁具の手入れを始めた。</p> <p>船長Aは、漁場を出発した後に目視で周囲を確認した際、波高が約2.5mあり、B船が同波に隠れて見え難く、また、レーダー画面上で海面反射の映像により船舶の映像を識別できなかったため、B船の存在に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、釣られた魚の血抜き等の処理作業の手伝いを、知人に任せていたが、本事故の前には、ほとんどの釣り客が魚を釣り上げたため、自分も手伝う必要があると思い、操舵室を離れた。</p> <p>船長Bは、操舵室を出る前に周囲を見たとき、波高が約2.5mあり、A船が同波に隠れて見え難く、また、レーダーの受信感度を絞りすぎてA船の映像が映らなかったため、A船の存在に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及びB船の乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B あり</p> <p>A船は、壱岐島西北西方沖を北北西進中、船長Aが、周囲に他の船舶はいないと思い、漁具の整備の準備を行いながら航行を続けたことから、B船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、波高約2.5mの波によりB船の船影が波にほとんど隠れる状況であったこと、及びレーダー画面上で海面反射の映像によりB船の映像を識別できなかったことから、周囲に船舶はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、壱岐島西北西方沖において、遊漁を行いながら漂泊中、船長Bが、周囲に他の船舶はいないと思い、操舵室を離れ、釣り客の作業を手伝いながら漂泊を続けたことから、A船が接近していることに気付かず、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、波高2.5mの波によりA船の船影が波にほとんど隠れる状況であったこと、及び受信感度を絞ったレーダー画面上でA船の映像が映らなかったことから、周囲に他の船舶はいないと思ったものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、壱岐島西北西方沖において、波高2.5mの波のある状況下、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bが共に周囲に他の船舶はいないと思い、船長Aが、漁具の整備を行いながら航行を続け、船長Bが、操舵室を離れ、釣り客の作業を手伝いながら漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漁場には他船がいる可能性が高いので、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、波高が高いときは、小型の船舶が波に隠れていることもあることから、遠距離から視認できないことも考慮し、近距離の波間にも注意して見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

